

墨田区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月8日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第37号

墨田区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 墨田区立公園条例施行規則（昭和40年墨田区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「次のとおり」を「次の表のとおり」に改める。

第6条第2項中「次のとおり」を「次の表のとおり」に改める。

第7条の3を削り、第7条の4を第7条の3とする。

第7条の5中「別表第6備考1」を「別表第6備考」に改め、同条を第7条の4とする。

第8条第1項中「隅田公園内魚釣り場、隅田公園自動車駐車場及び第7条の2第2項の規定により使用する墨田区弓道場」を「第7条の2第2項の規定により使用する墨田区弓道場及び隅田公園自動車駐車場」に改める。

別表第1 隅田公園内魚釣り場の項を削る。

別表第4 隅田公園内魚釣り場の項を削り、同表付記7中「及び隅田公園内魚釣り場」を削る。

第2条 墨田区立公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表中

「

墨田区立大横川親水公園	魚釣り場	12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後5時まで
	業平橋管理棟前庭		午前9時30分から午後5時まで
墨田区立堅川親水公園	テニスコート グラウンド ゴルフ場		

を
」

墨田区立大横川親水公園	業平橋管理棟前庭 (区長が別に指定する区域を除く。)	12月29日から 翌年1月3日まで	4月から9月まで 午前9時から午後7時まで 10月から翌年3月まで 午前9時から午後6時まで
	区長が別に指定する区域		午前9時30分から午後5時まで
墨田区立竪川親水公園	テニスコート グラウンド ゴルフ場		

改める。

第2条の2の見出し中「隅田公園自動車駐車場」の次に「及び大横川親水公園魚つり場」を加え、同条中「隅田公園自動車駐車場」の次に「及び大横川親水公園魚つり場」を加え、「利用時間は午前5時30分から午後10時30分まで」を「休場日及び利用時間は、次の表のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

名称	休場日	利用時間
隅田公園自動車駐車場		午前5時30分から午後10時30分まで
大横川親水公園魚つり場	(1) 月曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その直後の休日でない日) (2) 12月29日から翌年1月3日まで	4月から9月まで 午前9時から午後6時まで 10月から翌年3月まで 午前9時から午後5時まで

第7条の4を第7条の5とし、第7条の3の次に次の1条を加える。

(指定管理者が大横川親水公園魚つり場の管理を行う場合の利用手続及び利用料金の徴収方法)

第7条の4 指定管理者が大横川親水公園魚つり場の管理を行う場合において大横川親水公園魚つり場を利用しようとする者は、魚つり場に入場する際にあらかじめ区長の承認を得て指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に利用の申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により大横川親水公園魚つり場の利用の承認を受けた者（以下「魚つり場利用者」という。）は、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が別に定める方法により、利用開始日時の確認を受けなければならない。

3 魚つり場利用者は、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が別に定める方法で利用料金を支払うものとする。

第8条第1項中「及び隅田公園自動車駐車場」を「、隅田公園自動車駐車場及び大横川親水公園魚つり場」に改める。

第13条の2の見出し及び同条第1項中「隅田公園自動車駐車場」の次に「及び大横川親水公園魚つり場」を加え、同条第2項中「当該利用に係る自動車を出場させるときまでに、」を「隅田公園自動車駐車場を利用する場合にあっては当該利用に係る自動車を出場させるときまでに、大横川親水公園魚つり場を利用する場合にあっては入場する際に、それぞれ」に改める。

第18条の表以外の部分中「第4条」を「第2条（第1号及び第3号を除く。）、第4条」に改め、同条の表中

「

第4条の見出し	物件を設けない占有	特定占有
---------	-----------	------

」

を

「

第2条の見出し	使用時間等	利用時間等
第2条各号列記以外の部分	使用時間等	利用時間等
	区長は、事情により	指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て
第2条第2号	使用休止日	利用休止日
	使用時間	利用時間
第4条の見出し	物件を設けない占有	特定占有

」

に改め、同表第10条の項中「隅田公園自動車駐車場」の次に「又は大横川親水公

園魚つり場」を加える。

第22条第4号中「隅田公園自動車駐車場」の次に「及び大横川親水公園魚つり場」を加える。

別表第1 墨田区弓道場及び隅田公園少年野球場の項中「（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第3中

「

墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用	1 平方メートル	午前6時から午前10時まで	24円
		午前10時から午後4時まで	35円
		午後4時から午後10時まで	35円

」

を

「

墨田区立隅田公園及び墨田区立大横川親水公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用	1 平方メートル、1日	4時間まで	24円
		4時間を超え、6時間まで	35円
		6時間を超え、8時間まで	70円
		8時間を超える場合	94円

」

に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和9年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 令和9年7月1日

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定管理者による管理に係る必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この規則による改正後の墨田区立公園条例施行規則の規定の例により行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の墨田区立公園条例施行規則別表第3の規定は、施行日以後の占用に係る占用料から適用する。